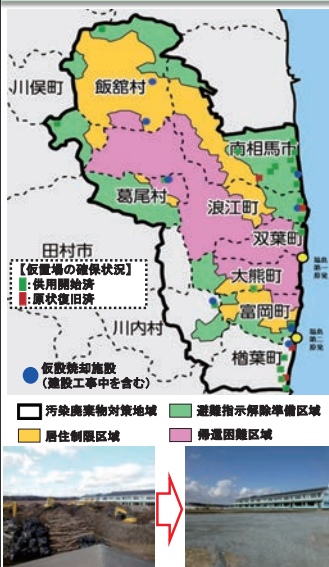




対策地域内廃棄物処理計画(平成25年12月26日一部改定)に基づき、帰還の妨げとなる廃棄物の撤去と仮置場への搬入を優先して、災害廃棄物等の処理を実施中。

【災害廃棄物等の仮置場への搬入済量】

○平成28年1月末現在、約74万トン搬入完了(平成28年1月時点、帰還困難区域を除いて約116万5千トンと推定)。



飯館村藤平地区の仮設焼却施設
(平成28年1月)

【仮設焼却施設の設置状況】 (平成28年1月末時点)

稼働中	飯館村(小宮地区)、川内村、富岡町、南相馬市、葛尾村、浪江町、飯館村(藤平地区)
建設工事中	楡葉町
処理方針検討中	大熊町、双葉町、川俣町

※田村市については既存の処理施設で処理中。

環境省「放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト」より作成

福島県内の対策地域内廃棄物については、平成25年12月に見直した対策地域内廃棄物処理計画に基づいて、帰還の妨げとなる廃棄物の撤去と仮置場への搬入を優先して処理を進めています。

対策地域内廃棄物としては、津波がれき、被災家屋の解体ごみ、家の片付けごみがあり、仮置場の整備ができた所から、順次搬入を進め、平成28年1月末時点現在で、約74万トン搬入完了しています。

可燃物については、仮設焼却施設で焼却処理を行うという方針の下、既に7施設が稼働し、着実に処理を進めています。

本資料への収録日：平成28年3月14日